

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

子ども・若者部子ども家庭課

生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援等について

1 主旨

令和 2 年度からの子ども計画（第 2 期）後期計画に内包する形で策定した子どもの貧困対策計画において、教育の支援の重点施策として、地域における学習支援事業等の充実を掲げている。

この間、区では、一次予防として地域の団体への助成による子どもの学び場、二次予防として、ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業「かるがもスタディールーム」、生活困窮世帯の子ども支援事業「せたがやゼミナール（せたぜミ）」、二次予防から三次予防として生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」を実施してきたが、高校生を対象とした学習支援事業が不足している。

文部科学省の調査（※ 1）によると、高校中退率は 1. 5 % であるが、高卒資格がないことは正規雇用の安定した就職が難しくなり、非正規雇用を繰り返すうちにニートや引きこもりになる可能性も高める。中卒の場合の生涯年収の低さを考えると、貧困の連鎖に陥る懸念がある。

令和 5 年度に高校 2 年生世代の子どもと保護者を対象に実施した子どもの生活実態調査の結果からは、生活困難層ほど学習に課題を抱えており、無料学習支援のニーズが高いことが明らかになった。

国がこども大綱にて、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、高校中退を防止するための支援の強化を言及している。現在策定中の子ども・若者総合計画（第 3 期）では、子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関りの中で切れ目なく、重なり合いながら、支えることを、計画を貫く 4 つの原則の一つと定めている。そのことも踏まえ、学校における学力定着に向けた取り組みに加え、既存の学習支援事業との連携の中で、高校中退防止のための高校生等を対象とした学習支援事業および高等学校卒業程度認定資格取得支援事業を令和 7 年度より新たに開始する。

※ 1 「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2 背景

(1) 高校生に対する学習支援の不足

- ・令和 5 年度に実施した高校 2 年生世代を対象にした子どもの生活実態調査の結果から、生活困難層ほど学校の授業が「分からない」傾向があり、困窮層では、4 人に 1 人の子どもが分からなくなった時期として「中 3 の頃」「高 1 の頃」と回答した。
- ・同調査にて、学校の授業以外の勉強時間が「まったくしない～1 時間以下」の子どもは生活困難層にて約 7 割であり、困窮層の 7 割強が塾や家庭教師を利用していない。

一方で、無料学習支援事業の利用意向は生活困難層にて約4割と高い現状がある。

- ・高校生を対象にした学習支援は、食育や世代間交流により社会性を育み、生活や学習習慣の定着を主な目的とする「せたゼミ」（所管・生活福祉課、委託先・社会福祉協議会（ぷらっとホーム世田谷））のみで、高校生の登録者や参加者数は少ない。また大学生等のボランティアを活用した運営であるため、高校生の学習支援に関するスキルやノウハウが限られている。加えて、小学生から高校生まで一緒に活動するため、高校生が学習に専念する十分な環境を提供することが困難な現状がある。

（２） 高等学校卒業程度認定資格（以下、高卒認定資格）の取得に向けた支援の不足

- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は令和6年8月から所得要件が撤廃され、所得にかかわらず、ひとり親家庭の子どもを扶養する保護者と子ども（39歳未満）が利用できるようになった。
- ・フェアスタート事業では、資格等取得支援の一環として、高等学校卒業程度認定試験を新たに令和7年度から明示する予定。
- ・上記2施策の対象にあてはまらない生活困窮世帯のふたり親家庭の子どもは、高卒認定資格取得のための支援を受けることができない状況である。

3 事業内容

生活困窮世帯の子どもの中学卒業後の学びを保障するため、支援が不十分な生活困窮世帯の高校生等に対して、学習支援事業および高等学校卒業程度認定資格取得支援事業を実施する。

（１）生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業

① 目的

生活困窮世帯の高校生の高校中退防止、高校卒業に向けた支援の強化に向け、子どもの学習習慣や基礎学力の定着を図ると同時に、高校生活において子どもが悩んだ際の身近で気軽に相談先となる。

② 対象者

学習塾や家庭教師を利用していない生活困窮世帯の高校生および中学3年生

※一定の所得要件を設ける

生活保護・住民税所得割非課税・児童扶養手当・児童育成手当・就学援助（全費目）
受給世帯

※中学3年生から対象にすることで、高校進学後の学習支援の場へのスムーズな移行を図る。

③ 実施内容

週2回19時～21時（2時間） ※週1回個別学習支援、週1回自主学習サポート

- ・子どもが一人ではわからない内容について個別に支援し、本人の状況にあった学習内容や方法を助言することにより、宿題等により子どもが自主学習に取り組めるように促す。
- ・高校生に対しては、必要に応じて高校生活等の相談に応じるとともに、高校卒業後の進路や利用できる支援・サービスについての情報提供を行う。
- ・中学3年生に対しては、高校入学さらには高校中退防止を見据えた進路選択になるように、自己負担なく模擬試験を受験できる機会の提供や、必要に応じて学校と連携し

ながら、高校や利用できる支援・サービスについての情報提供や相談対応を行う。

④ 登録定員（うち1か所）

45名（15名）

※なお1回の利用定員は利用率も考え、30名程度（10名程度）とする

⑤ 実施場所

区内の児童館 3カ所（区内北部・中部・南部の鉄道沿線）

烏山児童館（京王線）、代田南児童館（小田急線）、新町児童館（東急田園都市線）

⑥ 実施方法

委託により実施し、生活困窮世帯やひとり親家庭の支援および学習支援の実績のあるNPOや企業等をプロポーザルにより選定する。

⑦ 周知方法

区報、区HP（※）やSNS、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する冊子等での案内に加え、学校や子ども家庭支援センター、既存の学習支援の事業者等の支援関係者、高校生向けの媒体を通じて周知する。

※区HPでは学習支援事業をまとめて掲載し、対象や時間等の違いをわかりやすく説明すると同時に、必要に応じて保護者や支援者からの問い合わせに応じ、適切な学習支援につないでいる。

⑧ 関係機関との連携

学習支援事業を拡充し、関係機関が連携することで、「まいふれいす」や「かるがもスタディールーム」で支援していた中学生の卒業後の受け皿となる。また、子ども家庭支援センターやスクールソーシャルワーカー、ヤングケアラーコーディネーター等との連携により、この間支援・サービスが希薄だった高校生の地域での見守りを充実し、支援につながる仕組みづくりの強化を図る。

⑨ 事業開始時期

令和7年6月（予定）

⑩ 概算経費

歳出：20,953千円（運営費：約20,921千円、事業周知費：約32千円）

歳入：15,714千円

<内訳>

都：ひとり親家庭等生活向上事業 子供の生活・学習支援事業（補助率3/4）

⑪ 今後の展開

今後の実施状況等を踏まえ、さらなるニーズが確認される場合は、児童館をはじめとする公共施設を活用しながら、段階的な拡充や既存の学習支援事業の見直し・充実に向け検討する。

（2）生活困窮世帯の子ども・若者に対する高等学校卒業程度認定資格取得支援事業

① 目的

高校中退等した子ども・若者の学び直しとして、高卒認定資格取得の支援を強化する。

② 対象者

生活困窮世帯の子ども・若者（39歳以下）

※一定の所得要件を設ける

生活保護・住民税所得割非課税・就学援助（全費目）受給世帯または同等の所得水準
 ※生活困窮世帯のひとり親家庭の子どもについては、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」で給付されない分について支給
 ※20歳以上の者については親から扶養されていることを要件とする。

③ 給付内容

高卒認定資格取得のための講座受講料および試験料（上限30万円）

※「せたがや若者フェアスタート事業」給付型奨学金と同様

④ 周知方法

区報、区HP（※）やSNS、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する冊子等での案内に加え、子ども家庭支援センターをはじめとする支援関係者を通じて周知する。

⑤ 実施体制

各総合支所生活支援課・子ども家庭支援課等との連携のもと、子ども家庭課で実施

⑥ 事業開始時期

令和7年4月（予定）

⑦ 概算経費

約900千円（300千円×3名）

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月	学習支援事業運営事業者プロポーザル公告
令和7年 3月	学習支援事業運営事業者選定
4月	学習支援事業開始に向けた準備 （事業周知、関係機関との調整、職員研修等） 高等学校卒業程度認定資格取得支援事業の開始
6月	学習支援事業開始